

# ごみの野焼きは 法律で禁止されています

ごみの野外焼却(野焼き)は、例外として認められている場合を除き、法律によって禁止されています。

## 野焼きの例外

野焼きの例外としては、次の6項目があります。

①構造基準を満たした焼却炉による焼却  
(県知事の許可を受けている特定小型焼却炉)

②災害の予防や応急対策、復旧のために必要な焼却  
(災害時の木くず等の焼却や消防防災訓練による焼却など)

③風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却  
(どんど焼き、かがり火、たいまつなど)

④教育活動の一環として行われる焼却  
(キャンプファイヤー、土器の製作に伴う木くずの焼却、飯ごう炊飯による焼却など)

⑤農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却  
(農業者が行う稲わら等の焼却)

※廃ビニールの焼却は不可

⑥たき火その他日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であって軽微なもの  
(落ち葉たき、たき火など)

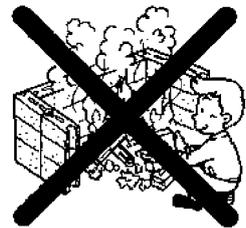
※一般家庭から出る生活ごみは不可

これらの例外にあてはまる野焼きをする場合でも、周辺への生活環境には十分配慮して、ご近所の迷惑にならないようお願いします。

役場では、野焼きによる苦情(相談)があった場合には、訪問して野焼きの即中止、または改善指導を行い、みだりに焼却しないよう指導しています。

### お問い合わせ

建設環境課 生活環境G  
☎(84)3618 (直通)



## 思いやりの心で明るい社会を

### 幼い子どもが 教えてくれたこと

総務課  
人権・同和対策室

とても心に残るお話しを聞き  
ましたのでご紹介します。

る男の子の顔を見て、ニッコリと笑いました。

すると、泣いている男の子もニッコリ笑いました。目にいっぱい涙をためて。

そのかわいらしいこと。そこで女の子は男の子に向かって言いました。「さあ起きようか?」と。すると、泣き虫の男の子は「うん」とうなずいて、そのまま起き上がりました。

よく晴れた日の午後のことでした。というお話です。

なんとすばらしいやり方でしょう。こんなすばらしいやり方があるとは・・・。

転んで泣きやまぬ子のそばに自分も転んで、相手と同じ世界に入り「さあ起きようか?」と誘う。それは命令でもなければ、たんなる激励でもありません。

そこには相手と同じ苦しみを共感し、その子を思いやる心が存在しています。幼い女の子の行動は人権教育の基本姿勢ではないでしょうか。



平成19年  
境警察署管内による  
野焼き検挙件数  
**14**件